

(5) 早朝時間帯の事故の防止

走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、走行する場合、十分な休憩時間、仮眠時間の確保等交通労働災害防止のため必要な措置の実施に努めること。

(6) 荷役作業を行わせる場合の措置の実施

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保。

イ 荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等の実施。

2 交通労働災害防止のための教育内容の充実

(1) 労働災害防止のための基礎知識の教育(改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項)

(2) 個別運転記録等を活用した教育(デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー記録等から判明した運転手ごとに安全走行に必要とされる事項)

3 荷主・元請事業者による配慮等の新設

荷主及び運送業の元請による交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送業者と協働して取り組む。

(1) 荷主側の都合による急な貨物の増量による過積載運行の防止のため、運送業者に協力。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合の到着時間再設定等の実施、不当な不利益な取扱を行わないようにすること。

(3) 改善基準告示に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。

(4) 積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合の到着時間の再設定等。

4 安全衛生管理体制の充実

(1) 組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施のため、交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善を実施。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する面接指導に関する規定を追加。

(注) 「交通労働災害防止専門家検討会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0301-1.html>